

平成31年度埼玉県男女共同参画推進センター トライアル共催事業実施要領

1 目的

男女共同参画の推進に資する活動実績のある団体（以下「団体」という。）との共催事業を実施することにより活動を支援し、団体の育成を図るとともに、地域の男女共同参画を推進する。

2 実施期間・事業数

平成31年4月1日から平成32年3月31日・13事業程度

3 実施場所

埼玉県男女共同参画推進センター セミナー室
埼玉県さいたま市中央区新都心2-2

4 団体の応募資格

埼玉県内を活動の拠点とし、男女共同参画の推進に資する事業を行っており、過去に提案事業の実現につながる活動実績のある団体が、次の要件をいずれも満たす場合に応募できるものとする。ただし、当センター公募型共催事業を過去に3事業年度で実施した実績のある団体は除く。

- (1) 提案事業実施に関し組織的に対応できる体制を有すること。
- (2) 講座を実施する場合は、講座を的確に実施できる知識等を有し、1年以上の講師経験を有する者を必要数確保できること。
- (3) 埼玉県個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動を行っていないこと。
- (6) 青少年の健全育成に反する事業（例：アダルトサイトの運営や同サイトとのリンク等）や悪質商法を疑われる事業を行っていないこと。
- (7) その他法律、条例等に違反する行為を行っていないこと。

5 事業の内容

広く男女共同参画の推進に寄与すると認められる講座、講演会、ワークショップとする。

[分野例] 子育て支援、介護者支援、健康の保持増進、女性の社会進出支援、コミュニティビジネス支援、シングルマザー支援、若年無業女性自立支援等に資する事業、男性も含めた働き方の見直しに関する事業

なお、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対象外とする。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類すること等私的な利益を目的とするもの
- (3) 団体への入会勧誘を目的としているもの
- (4) 激しい動きによる振動、騒音、大声等を発し、他の利用者へ迷惑を及ぼすもの

6 県が実施する業務

- (1) セミナー室、設備備品の確保及び使用料の負担
- (2) 保育の用意（県が保育を必要と認めた場合に限る。）
- (3) チラシの配布・配架、With You さいたまホームページへの掲載

7 団体が実施する業務

- (1) チラシの作成、配布
- (2) 受講者の募集及び予約受付
- (3) 事業の準備及び片づけ（講座当日に行うこと。なお、前日に準備が必要な場合は県に申し出ること。）
- (4) 当日の受付（受講料徴収も含む。）
- (5) 事業の運営（アンケートの実施も含む。）
- (6) 結果報告書の作成

8 事業の実施

団体が日時、定員、内容及び方法等を企画提案し、実施する。

なお、次の要件をいずれも満たすこと。

- (1) 1 団体につき 4 事業までとする。
- (2) 1 事業につき 1 講座とし、午前、午後のいずれかの利用区分に実施すること。
- (3) 受講料は 1 回につき 1, 0 0 0 円以下とする。ただし、材料費を徴収する場合は実費相当分を上乗せすることができる。
- (4) 参加者は、広く募る。
- (5) 定員は、下記セミナー室の定員を参考に設定する。

○ 利用できるセミナー室

名 称	面積 (㎡)	定員 (人)	机の配置、特記事項
セミナー室 1	7 1	4 5	教室型、ロの字の場合は 3 6 人
セミナー室 2	7 4	4 5	教室型、ロの字の場合は 3 6 人
セミナー室 3	3 5 . 5	2 4	ロの字型
セミナー室 4	3 5 . 5	2 4	ロの字型
セミナー室 5	7 5	4 5	教室型、ロの字の場合は 3 6 人
視聴覚セミナー室	1 2 6	7 2	教室型、机の移動不可
和室	6 0	3 6	畳敷き、約 2 0 畳

○ 利用できる設備備品

マイクセット、ビデオプロジェクター、パソコン、スクリーン、
ホワイトボード

○ 利用可能日時及び利用時間

埼玉県男女共同参画推進センターの施設点検日（毎月第 3 木曜日）及び年
末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く日で、県の事業及び一般貸出し
予約の入っていない日時とする。

なお、開催日時については、県と協議の上決定する。

利用時間については、下記の午前、午後のいずれかの利用区分の時間で実
施することとする。

利用区分	利用時間
午前	9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
午後	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

9 テキスト及び資料

県と協議の上、団体が作成し必要部数を用意する。
要する費用は、受講料に含むこと。

10 講師

講師は、講座を的確に実施できる知識等を有し、1 年以上の講師経験を
有する者とする。

11 アンケート

事業の効果を測定するため、受講者に対してアンケートを実施する。
アンケートは、県と協議の上、団体が作成し必要部数用意する。

12 結果報告

団体は結果報告書を作成し、事業の終了後 2 週間以内に、県に提出する。

13 相談

団体は、今後の活動等について、県に助言を求めることができる。